



Title	「承平二年丹波国牒」の背景：条里坪付の展開
Author(s)	梅村, 喬
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2001, 35, p. 1-25
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48101
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「承平二年丹波国牒」の背景

——条里坪付の展開——

梅 村 喬

はじめに

本稿で扱う「承平二年丹波国牒」は、一〇世紀前期における百姓名の初見史料としてよく知られており、平安時代の経済社会の段階を画した「百姓名」成立を究明する手掛かりとして多くの研究者によって検討され、また一〇世紀初頭の収取関係を示す史料として早くから精査の対象となってきた。⁽¹⁾それだけに細部にいたるまで解明されてすでに論ずる余地はないかのようなのであるが、前稿を執筆するなかで再度読み返すうち、多少論ずる余地もあるかも知れないと感ずるようになった。そこで今回、本史料を分析の対象に選び、いま考えている点を率直に提示して諸賢の批判に供してみたいと思う。まず最初に、研究史を踏まえながら、史料の読み方を示し、その成立の背景にある「坪付」の意味を考えるとという手順をとってみたい。

一、本史料の訳読

史料①丹波国牒⁽³⁾

「丹波国返牒」

丹波国牒 東寺伝法供家衙

多紀郡大山庄預僧平秀・勢豊等稻之状

牒、衙去八月十一日牒九月九日到來傳、云云者、即問勘

彼郡調物使蔭孫藤原高枝申云、余部郷專当檢校日置貞

良申云、件郷本自無地、百姓口分班給在地郷郷、因茲当

郷調絹、為例付徴郷郷堪百姓等名、方今平秀等身堪同

俗、加之年来依成申件調絹、付申播本帳平秀・勢豊等名

各二丈者、為令弁進件絹、罷向平秀等私宅、而遁隱山野、

不曾相弁、仍件絹弁進之間、各稻二百束許檢封、今須弁

進彼絹之後可開免件稻者、乞也察状、以牒、

承平二年九月廿二日 權大目長岑

(九三二)

守藤原朝臣「忠文」

權掾山田

介藤原朝臣

大目秦

権介藤原朝臣

○「丹波国印」二十六

史料の大意については、先行学説においても試みられているが、承平五年（九三五）の東寺伝法供家牒を参考にしつつ、私なりの整理を示すと次のようなものと思われる。

①本牒は、東寺伝法供家が国庁に郡使らが寺稻二〇〇束を檢封した事情の説明を求めた寺牒に対して、国司側から回答した文書（返牒）である。

②丹波国司は、東寺伝法供家からの問い合わせに応じて、事情を調査するため、任に当たった多紀郡調物使藤原高枝に報告を求め、高枝は余部郷専当檢校日置貞良の措置をもとに国司に回答したものである。

③高枝の報告によると、貞良の説明は以下のようなものであった。

i 余部郷はもとから「無地」であり、百姓の口分は「在地郷郷」に班給してあった。

ii これにより、余部郷に課される調絹は、先例によって「郷郷堪百姓等名」に付徴してあった。

iii いま、平秀らは（東寺に属し、僧形などであつても、）俗人として慣習に従うことになっていた。

iv かれらは、以前から調絹を貢納していたとして、「播本帳」なる帳簿に名前が登録され、平秀や勢豊らの名ごとにそれぞれ絹二丈の負担をしていた。

④以上の専当貞良の報告を受けて、（郡調物使が）調絹を弁進させるため、平秀らの私宅に出向いたところ、かれらは山野に隠れて弁済しようとしなかったので、平秀らの保管していた稲二〇〇束ほどを檢封した。かれらの絹を

弁進した後に、(検封の) 稻は封を開いて東寺伝法供家のものになると、郡使は国司に上申した。

⑤そこで、国司はこうした報告があつた旨を東寺伝法供家に連絡して了解を求めた。

その結果、のちに東寺から改めて国衙へ免除の申請がなされることとなった。

概略、以上のような内容であると思われる。

これらには次のような留意点を加えられよう。

(一) ③①の「件郷本自無地、百姓口分班給在地郷郷」の箇所は、つづく「当郷調絹、為例付徴郷郷堪百姓等名」の収取方式を説くための前置文に当たる部分と思われる、表現の上で、余部郷の「無地」と百姓口分田の「在地郷々」とが対比して叙述されている。

(二) 文中、郷専当高枝からの説明では、大山庄預平秀・勢豊への調絹の負担は、すでに先例があり、貢納を行っていたことが示唆されているので、彼らもこの事件以前にそれらの負担に應じていたと見られる。ただし、寺側の主張では庄預と庄子は先例により免除となっていたことが主張されている。

(三) 後の伝法供家牒にみる庄の解状では、負担は調絹だけでなく、交易雑物や国佃料、雑役など諸多の由来をもつ臨時雑役を内容としていて、口分田の請け負いには律令的租税を名目とする多様な税目の貢納を含んでいた。

(四) 平秀・勢豊らが調絹を忌避した行動の背景には、大山庄預としての免除特権を楯にとつた抵抗があり、また「云々」と省略された部分は、かれら自身が東大寺への訴えを行ったものと思われる。

以上の整理から、論点は、郡司の報告と寺の説明との齟齬のなかにあることは明らかで、堪百姓としての口分田請作を調絹の負担の根拠とする国庁側と、庄預・庄子の臨時雑役免除を先例として免除を主張する東寺側との見解

が大きくずれていることに問題がある。

従って、本文書の理解においては、③貞良の報告中の「無地」「在地」の解釈が、免除可否かを判断する焦点となる。

そこで両者の用法について、他の史料を参酌しながら検討を進めたいが、その前に改めて先行学説を通観すると、一九四〇年代に始まり九〇年代までの代表的論説において、ニュアンスの相違はあれ、多くが調絹を負担する「名」を論じて、「件郷本自無地」を「元来、余部郷に土地がなかった」。「在地郷郷」を「土地（この場合は口分田）がある近隣の諸郷」などと解釈していることが知られる。⁽⁵⁾そして「無地」は、「余部」であるために班給すべき「土地（田地）のない」。また「在地」は逆に口分田を支給すべき「土地がある」との意味に解されてきた。

つまり、余部郷では口分田に該当する土地がないため班給が不可能か、または困難で、班給の土地に余裕のある「在地郷郷」において、百姓名に調絹を課する新しい収取方式が採用されたというのが主な理解であった。しかし、奈良時代の事例をあげるまでもなく、班田が郷などの行政区を越えて班給されることはしばしば行われたことで、特定の郷に土地がなくとも近隣の郷にあれば班田は行われたと思われる。またこの時期はもはや班田自体が前代ほど嚴格に行われているとは思えないから、郷を単位として口分田の確保がなされたという想定自体が疑わしい。もし大方の説のように「在地・無地」を「土地の有無」と解すると、後段の調絹を負担する「百姓名」との関連が見失われることとなる。加えて、「在京」や「在国」、「在村」など類似的成語と比較しても、「在地」を「土地がある」と解釈するのはやはり不自然であり、別の解釈を加える余地があるように感ぜられる。⁽⁶⁾

ここで注目してみたいのが、かつて原秀三郎が加えていた説明である。⁽⁶⁾氏は、村井康彦・戸田芳実らの、「有力

農民」の調絹納入説や、調庸請負人としての富豪層説などに疑義があることを述べ、これらの解釈には大切な点が看過されていること。すなわち、郷々に散在した余部郷農民の口分田は誰が耕作していたかが問題であるとして、余部郷の農民に班給された口分田は、実際に口分田主により耕作されていたのではなく、実質的には「公田」として賃租に出されており。そして、それらを請作していたのが郷々の百姓等であり、実際に口分田を耕営する者に調絹を課し、余部郷農民の口分田を請作していた農民が「堪百姓」である、との解釈を与えていた。

氏の見解は発表当時にもっと深めるべき問題を含んでいたと思われるが、何故か、前出の見解が現在に至る通説として受け入れられてきた。私は、この原説を念頭におきながら、本文書の主旨が、丹波国衙が東大寺に稻検封の事情を説明するための種のある種の回答書であることを考慮した上で、平秀らが本貫は余部郷に属しつつ、他郷の口分田の請作を行っていたという点については原の解釈が正当と考える。ただしそれらを賃租関係に限定して理解する必要はなく、堪百姓が実耕作者として調絹を負担する者として把握されていたと解釈したい。

つまり、この一〇世紀前期では、前代の口分田の賃租経営の段階を脱し、口分田を含む公田は請作に出されていて、それらを請け負う百姓が実耕作者を示す「名」に組織されていたというのがその実態であった。先に口分田に該当する土地があるとした郷において、百姓を「名」として登録していたのは、おそらく郡郷ごとに作成されていた「公田坪付帳」様の文書であって、坪内の一筆ごとに特定の百姓を定め、これらを国衙は百姓の「名前」で把握しており、それらの坪付文書を丹波国では「播本帳」と称していたと理解したい。つまり、本史料で言う前段の余部郷専当日置貞良の説明する「在地」認定と、後段の播本帳の平秀らの名に調二丈を付したというのは一連の行政過程と考えるのである。そして、これらの文脈を解く鍵が、「無地」「在地」の解釈であると思われる。

説明を簡略にするために、前以て結論を述べると、私は、これら「無地」「在地」を、「一〇世紀に郡郷の新たな土地支配が進められるなかで坪付様文書の上に特定の事項を記す必要から生れた土地関係注記である」と解したいと思う。他の事例を検討しよう。まず「在地」に関する代表的事例三つを挙げる。

史料② 寛弘九年（一〇一二）三月十一日 大和国今木莊坪付解^⑦

しばしば先行研究に取り上げられ、以前の拙稿にも掲出した、大和国添上郡今木庄の「在地」の表示であるので史料の引用は省略する。（以下同じ）東大寺大僧正雅慶の房領に関して、雅慶は本郡の郡司と刀祢に対し、立券の支証とするため坪付注文の作成を要求したのに応えて、かれらから提出されたものが本史料である。「在地」が房領の所在した坪ごとに注記されていることは、以前にも説明したとおりであり、房領主・雅慶は本文書によって、東大寺春日庄や地元の菟足社との相論に備えようとしたものである。おそらく雅慶が派遣した使者の帯同した文書に基づき、現地に臨んで郡司・刀祢らが作成した坪付文書と見ることができよう。寛弘九年（一〇一二）と、検討史料①からはやや時期が下るものの、当時の領主が坪付勘注による証明を不可欠としていたことを示し、また「在地」の典型的な用法を表すものである。

史料③ 永保二年（一〇八二）五月七日 大和国僧某家地売券案^⑧

大和国高市郡に所在する家地二町を、弟子僧が下向する際にかかった費用を弁ずる出挙物により獲得、伝領したもので、いま造仏造作料に充てるため、絹三〇〇疋で興福寺僧慶義に売与しようとし、その証に、売買者とともに刀祢らの署名を付して立券を申請するというものである。やや手控的な印象がするものであるが、家地の存する、

一里三三坪と二里五坪についての「在地」と付記されていることが知られ、坪付上の「在地」注記が、家地の確認に伴い行われたことを示唆している。本坪付から「在地」の「地」は、「地の在る」や「地が在る」のように主語としてではなく、「地に在る」と目的語に解するのが自然であると思う。

ここで、以上のような坪付上の「在地」表示と、承平二年牒の「在地郷々」など、行政組織に冠せられる用法との差異を問題としなくてはならないが、それらは公証を担う機関を特に明示する目的で付したもので、「在地十行政組織名」と同性質の用語として理解できると考える。⁽⁹⁾この点については本節の最後に論及する。

ともあれ、「在地」とは、文字通り、土地の所在表示に由来するものであって、「土地がある」という意味に捉えるのは困難である。

次に「無地」の事例であるが、管見の範囲では次のような事例が見出された。

史料⑤ 因幡国高庭莊検田帳案⁽¹⁰⁾

(表題) 「東大寺因幡国高庭庄券第二 坪付」

□ (東) 大寺高庭庄田地七十三町余

□□ (天平) 勝宝七年図注

(中略)

北七条大坊里

一坪九段百廿歩〈公田〉 二坪四段〈神雄手治二段 神国足治二段〉

三坪一段二百十六歩〈海部人丸治〉 四坪〈无図〉

八坪〈无図〉

九坪一段百四十四步〈錦部志奈布女治〉

十坪〈无地〉

十六坪一段〈公田〉

十五坪五段〈語部弘依女治三段治 海部弘刀自女治二段〉

十七坪二百十六步〈乗田〉

北八条蓼田里北里外

一坪〈无地〉

三坪〈无地〉

廿八坪〈无地〉

宝亀四年（中略）

弘仁十四年（中略）

嘉祥三年図帳（中略）

延喜五年九月十日勘書生諸方豊則

阿刀春里

占へ（部）

伊勢安秀

朝集使日下へ（部）

税頭品治助益

使大目阿閑

守当麻真人春助

権掾紀朝臣

介橋朝臣

掾藤原朝臣

大目阿閑

小目麻田連

東大寺高庭庄田七三町余の所在を、因幡国庁で図上の坪ごとに天平勝宝七年、宝亀四年、弘仁一四年、嘉祥三年の各図につき照合したものである。うち天平勝宝図と宝亀図の複数の坪において「無地」の記入が見られる。これらは東大寺から提出の寺田籍を各図について、東大寺田、治田、公田、口分田、他の寺田などの記載があるなかに見られ、しかも天平勝宝図では、北八条の一・三・二八の各坪、宝亀図（省略）では、北七条の四・五・一七の各坪となっており、それぞれ全く別の地を指している。前者は宝亀図でそれぞれ「不注図、山、山」、弘仁図で「藤原藤繼治（田）、藤原藤繼治（一七坪の記載なし）」、嘉祥図で「藤原藤繼治、同藤繼治、同藤繼治」と変化しており、当初、「無地」であった土地が治田化していった様子が伺われる。また、後者は、以前の天平勝宝図で「无図、无地、乗田」であったのが、弘仁図で「藤原繩主治、河辺、藤原繩主治」、嘉祥図で「（すべて）藤原繩主治」とあり、これも治田化の傾向をたどっていくことが分かる。これらから坪付上の「無地」は、治田になる以前特定の田主の決まっていない状態の土地を指した語句と推定される。寺田や治田などの書き込みは、国庁に寄せられた田籍をもとにしていたと考えられ、「無地」は（支証的書類に）対勘すべきものがない土地、特定の用途に定まらない状態の土地で、具体的には耕作されていない荒廢地や未利用の空閑地などを意味したと思われる。

さて、以上のような史料を踏まえた上で、「承平二年丹波国牒」をつぎのように解釈したい。

まず、承平二年丹波国牒の「無地」は、余部郷の坪付勘注記に、堪百姓が請け負う口分田の田種がなく、調絹を貢納する条件がなかったことをこのように表現したものと考える。つまり、余部郷では元来、口分田に当てられるべき土地が郡郷の帳簿上で「無地」とされており、該当する土地が所在しないため、坪付上に「在地」記載のある複数の郷で口分田を班給し、余部郷が負担すべき調絹を耕作者の堪百姓の名に請け負わせ、また平秀らも以前からそれらの負担を請け負っていた。しかるに、今回、彼らは庄預に任じられたことを口実に調絹の負担を忌避したため彼らの保管していた稻二〇〇束を封じた、と郡司は報告したのではなからうか。

即ち、後段の「付徴郷郷堪百姓等名」から推論し、「無地」「在地」は、坪付ごとに請作能力をもつ百姓を定めた「坪付注文」様文書の注記に由来するもので、この場合は、口分田の請作に対応する調絹を徴収する郡調物使の収取活動に連動した、ある種の「土地行政の手続き上の語句」に由来すると解釈するのが妥当と思われる。

平安時代中期には、耕作の請負に堪えうる「堪百姓」層が公領と荘領とを問わず、耕作や賦役負担の主体となっていて、国衙の田所に「負名」として登録され、かれらの労働集約力に依存するのが一般的な傾向となっていた。やや推測をたくましくするならば、この場合に、「口分田坪付勘注文」といったものが郡司により作成されていた可能性も想定されよう。⁽¹¹⁾

こうして見ると、難題の「播本帳」は、前後の文脈から、恐らく「郡の使者が主体となって郷ごとに作成され、各坪ごとに稲の作付けを進めた実耕作者を調物貢納者として書き上げた帳簿」と見るのが妥当ではないか。その際、実耕作人の意味を含意させるため、種を蒔く「播種」の語彙と「台帳」の意味の「本」帳を合して「播本帳」と呼ぶ帳簿を、郡が派遣した専当官人に作成させていたと解釈してはどうであろうか。既に先学が述べておられる部分

も参考にしつつ、前後の文脈から、このように推論したいと思う。そして、本史料から推測すると、当帳簿は、郷の土地支配のなかで現場での徴収に使われる実務的台帳であつたと思われる。

つまり当時、他の公的帳簿と照合しながら、坪ごとに堪百姓に請け負わせた土地の「在地」「無地」を確認する勘検手続きが郷専当を使うなどして郡使の手で進められていた。坪付勘注記に「地にあり」「地になし」と表示した方法こそが、これらの語句の成り立ちではなかったかと考えるのである。

その結果、後段の文脈と分離される傾向のあつた本史料は比較的一貫性をもつて解読することができ、また、先に問題とした「在地郷郷」の箇所も、他に多く見える在地成語、「在地国郡」や「在地郡司」「在地刀禰」など、行政組織に「在地」を冠した用法——立券手続きなど公証過程で生じた同類の用法と見なすことも可能となる。

これらのことは、かつて論ぜられていたように、口分田が有力百姓らの私有地化したり、同じく「名」が所有地化するといった論には否定的な見解を導くこととなる。むしろ、九世紀における田堵百姓層の台頭のなかで、国衙の田地管理政策の展開が堪百姓の調絹の請負体制の編成へとつながって行ったと捉えるべきではなからうか。

その点で、本史料のもつ本来の意義、百姓名の初出史料としての意味を再度検討する必要があるが、主題からはずれるので、次節では史料成立の背景を「坪付」表示の展開という点から検討してみたい。

二、史料の背景——「坪付」について

当時の土地支配のなかでは、土地の領有やその権利、また請作者、地子などの請負者などの確認はまず条里の坪ごとに、その土地を管理している上司たる京職や国郡司など職務担当者の確認を得るのを常とし、条里上の坪ごと

に必要な土地情報として付記することを「坪付」と称した。

前述したように、検討史料の「無地」「在地」もこうした坪付の勘注記に由来したというのが私の解釈である。そこでこの推論を確かめるため、一〇世紀を中心に「坪付」について考えてみたい。ただ分厚い条里制研究の蓄積のなかでも、条里の下部に位置する「坪」の成り立ちや「坪付」の研究は意外に乏しく、常識以上のものは見出せないようである。しかし、後述するように、条里が中世にかけて存続してゆく事情を解明する上にも、条里坪付が平安時代の社会経済上に有した機能的研究は不可欠であり、その視点なくして条里表記や条里地割りが長く後世に存続した理由を解くことはできないとも感ずる。

まず従来説明されてきた「坪」の理解によれば、「坪」の初見史料は、天平一九年（七四七）の大安寺伽藍縁起并流記資財帳で平城京における寺地の所在を示したものと見る見解で一致している。⁽¹²⁾そこでは、大安寺の園を「合蘭地貳処 一在左京七条二坊十四坪、一在同京同条三坊十六坪」（傍点筆者、以下同じ）と表記している。また一方、「条里坪」の初見史料は、管見の範囲では、延暦一五年（七九六）の越前国坂井郡符が該当すると思われる。それは、坂井郡司が荒木磯万呂に東大寺の溝庄田一町五段一六〇歩の妨害停止を命じたもので、庄田の所在を「□□九条一里九□七段、二十二坪八段百六十歩」とあるものが早いようである。前段の「九□七段」も「九坪」であろう。なお、それ以前の条里の下位表記は、奈良時代の田図も含めて、一、二などの序数のみのものである。

「坪」表示の成立については、先行研究でも明確にされていないが、天平神護二年（七六六）の越前国足羽郡司解が、⁽¹⁴⁾別鷹山の治田と東大寺野占地との混乱を来した土地を、「所訴八段西南四条七桑原西里八坊、栗川庄所」と、条里の下位を「坊」としているのは、先の大安寺の平城京の園地が「坪」とされていたことと併せて、八世紀後半

の時期には「坪」に統一されていなかった一証ともなり、条・里・坪名の成立を、八世紀後半から末期の間と見ることが出来るかも知れない。ただ本事例を越前特有の地名表記と見る見解もあり⁽¹⁵⁾、もしそうであれば成立も遡ることは考えられるが、一方で、関係文書の土地表示上、所在地を指称する便宜のために「坪」表示が広がったなど複数の理由も考えられる。

そこでここでは、売券など、券文の事例を検討するが、その前に「条里坪付」の一般的意義について改めて考えを巡らすと、次のようなことが挙げられよう。

土地表示の点から見た場合、条里坪によって目的物の「地」についての客観表示が可能となったことである。これらが大陸の諸国にいまだ所見のない表記であったことを考えると、日本古代国家の水田支配など、日本固有の社会経済条件に由来したものであることは十分考えられる。

金田章裕は、条里制と条里プランを厳密に区分する意義を強調して、条里呼称法による土地表示システムの成立が、八世紀半ば以降の墾田の急増と、校田・班田の作業量の激増によって成立したことを想定しているが、この説を私も積極的に支持したいと思う。氏の学説は主に条里プランの存続という関心から論じられているが、その後の土地表示の在り方などを考えると、各種の土地券文に現れるような土地領有の頻繁な異動とそれらに伴う公権の土地支配、公証制の展開という視点からこれらを深める必要もあると考える。

九世紀には、開墾地の領有権が広く認定されるようになり、奈良時代の「初期庄園」史料にしばしば起こった寺地と個別の治田の登録ミスなどの過ちはそのまま放置すれば、私的土地領有の秩序に大きな混乱を来たしかねない問題をはらんでいた。⁽¹⁷⁾ 開発の推進や土地領有の移動に伴い土地公証制を確立させてゆく前提として、行政のどのレ

ベルであれ、誰もが間違ひなく共通した認識が得られる客観的な土地表示法の徹底がまず求められたと思われる。

同時にそれぞれの土地がもつ様々な情報——面積、田種・荒熟・見損の区別、ときに請作者名などが付記され関係機関の相互で交換することも必要とされるようになる。「坪付」とはそうした土地に関わる多様な情報を公的な裏付けを得て記載したことに由来する行政用語であるというのが私なりの理解である。

つまり条里坪付が長きにわたって存続してゆく背景には、公権による統一的な土地表示法の成立をまず前提として、頻繁に土地の移動が行われた時代において太政官から郡郷司や耕作者にいたるまで、一貫した土地表記が求められ続けたという社会経済事情が背景にあったと考えられる。⁽¹⁸⁾

奈良時代後期ころから太政官符による土地領有権の認知や公驗の獲得が進み、その認定結果は間違ひなく国郡に徹底される必要があり、免除や土地税の賦課などの申請においても正確な土地表示法が求められたのである。

「坪」とは条里制のもとで、一里＝六町四方内に区画された三六の坪を数値化した一町の面積単位の順列表記といえるが、同じ坪内に各種の田畠や領有主を異にする土地が併存した場合、時に各「坪」にかけて坪内の土地に関する付記が必要されることとなる。さらに土地の帰属を判別する際に行われた土地の対検では、他の田図や公驗に対応する情報記載（勅注記）が該当の坪ごとに付される事例が増加する。時代とともに複雑化してゆく様々な個別的土地領有化の進行のなかで、九世紀以降、各種の坪への付記が特に「坪付」と呼ばれるようになったものと思われる。

このように考えると、従来の条里制研究のなかで、条里表記に議論が限られる傾向があるのは条里制の存続論としては十分ではなく、条里の土地管理機能が現実に発揮されてゆく「坪付」の展開のうちにその意味がもつと問わ

れる必要があるように感ずる。⁽¹⁹⁾

坪付は、個別的な目的によって作成されるため、その様態は多くの類型に分かれるものの、一〇〜一一世紀前期に限定した場合、比較的まとまった用法が見られるようである。その特徴を概略すると、まず現地での調査を反映できる仕組みを伴っているという点と、坪付勘注に国郡司が主導的役割を占めているという点は無視できない特質であると思われる。逆に言えば、条里坪付にはそうしたことを実現する構造をもっていたということであろう。残された紙幅で個々の史料について検討してみたい。

まず、現地における坪付勘検の事例として、承和九年（八四二）の因幡国高庭庄預解の庄田損益帳がある。⁽²⁰⁾そこでは五町八段余の庄田から無実田六段余を除いた見定田五町一段余が国図によって定められ、川成や旱魃損田を含む散田三町二段余が除かれた一町九段余が得田として報告される。その散田部分について、「見損」「見成」「荒一段」などの異筆注記が加えられ、文書の末尾に「所申寺田損、以七月二十二日望地見検、所申有実」との書き入れがあつて、前日に国司が太政官に受け入れの返抄を付した東大寺使のものとと思われる。寺使が国使とともに、荒損田の「望地見検」した結果が異筆書き入れであつたと見てよいであろう。同年の因幡国司解では、寺使の受け入れは、東大寺の申請において各国の東大寺家の墾田陸田の実態は使者を派遣して勘検するのが通例であることなどが述べられており、調査の結果は坪付の形式で庄預が作成し寺使の現地確認を経た上で、東大寺に報告され得田の上中下の生産高に応じて地子が納付されたものである。

本史料によって、各坪ごとに損田などの実否を使者が確認していたことが確認でき、坪付利用の実態が分かる。また、これらには国司が介在していることが明瞭であり、九世紀前期の段階での坪付勘注が公権の認知のもとに進

められていたことを示す。

次に、貞觀元年（八五九）の東大寺領近江国愛智庄では、庄檢田使が三町余の寺田の各坪ごとに地子の収納の現況を詳細に報告している事例がある。⁽²¹⁾ 坪付には、しばしば「臨地勘見熟」「臨地見」「臨地勘」「臨勘」などと記され、田堵との対応や前使との違いなど、寺使の活動状況が記録されていて、九世紀後期にかかる坪付の作成の過程が判明する貴重な事例となっている。しかも、内容には口分田に支給されたものから寺田への田種の変更、公文の参照、売却の百姓治田からの地子徴収など、いずれも国衙の介在なくして実施の困難な問題が含まれていて東大寺のみで決着した問題とは考えられない。従ってこれらの寺使の活動が近江国司の公認のもとに展開したことは明らかで、これも当時における「坪付」の在り方を物語るものといえよう。

一〇世紀前半にかかる史料としては、しばしば取り上げる延喜十一年（九一一）四月一日、東大寺上座大法師慶賛愁状⁽²²⁾を例とする。内容は次の三段からなっている。

（一）東大寺僧の慶賛は、大和国添上郡京東五条の五里五坪、四里三十二坪の家地三段・墾田四段一〇〇歩を本主石川瀧雄から買得した命順が弟子の恩正、そして慶賛と伝領したとしていたが、元興寺僧の玄阿法師から自墾田であるとの主張に出会い、改めて、刀祢・郡司に申請し、玄阿法師の公驗との勘校をまず求める。これに応じて郡司は在地所司たる條司に同じ指示を下す手続きを進める。しかし、玄阿は公驗による辦定の手続きをとらないままに、在地を領したつづけたため、慶賛側は、その事情は「條司と刀祢の日記文」に明らかとして、まず刀祢に申請を行った。（二）この申請文書に対し刀祢の連名による詳細な添え書きがなされる。それによれば、慶賛の愁状に対しては、かつて延喜六年に、郡司は条司と刀祢に「坪坪破定」することを指示したものの公務に障害があり、弁定が

行われないまま年月を経ていたため（再度）坪坪の「破定」のため、公験を突き合わせるべく（両者に）連絡した。しかし慶賛が公験をもち（現地に）向かったものの、玄阿は重ねての指示にもかかわらず、すでに国郡帳に付されている公験を提出することなく対検もできなかった。そこで、慶賛の公験の国郡判が明らかとして刀祢らが、（慶賛の言い分を認めて証明の）連署を行ったものである。なお「坪坪破定」とは坪付上に領有の所在を改めて確定する公証行為のことで、ここでは専ら条司が進めたものと思われる。（二）これらを受けて、国老以下の郡司の判が下された。

本史料は、家地や墾田の「在地弁定」を一〇世紀初頭の段階で証する貴重な事例であり、また、刀祢が「條司」⁽²³⁾とともに、坪付勘検の任務を負っていることは、後世につづく公証の仕組みが早い段階で成立していたことを示唆するものである。そして、勘検を専任した条司の存在も坪付の業務の重要さを推測させるものとなっている。

当時において坪ごとの権利関係の確定行為が、対立や紛争、訴訟などの決着に土地行政上不可欠となっており、その意味で、在地弁定の手続きに、多くの場合、「坪付」が付帯していたとして間違いないであろう。

次に天慶三年（九四〇）の美作広並の男真生の立券文によると、⁽²⁴⁾六町二段余の治田について、父親の代に帥の館に坪付が進められたのみで「在地公験」を立てることなく死去したため、改めてその条里坪により国判を申請したその一部が大分寺の所領であることが公験で確認され、これを除いて申請したとしている。これらは、坪付が公験を拠り所に進められていたことを示すものであり、坪付表記が公証制の枠組みのなかで発達したことを示唆するものといえよう。

また一〇世紀末期の事例として、正暦二年（九九一）大和国使牒を挙げておきたい。⁽²⁵⁾これは、東大寺の春日庄を、

菟足社・院領田として興福寺が押領したとする弁定要請を受けて、大和国使が裁定したところによると、当初、東大寺は太政官に裁定の申請を出す、太政官は大和国に「在地辨定」を指示。これにより国使は郡司とともに「在地」に到着、公験対校のため、東大寺・興福寺両者に連絡するものの、興福寺は寺使は送つても、民部省勘文と国田所図券のみで、公験を持たず、また菟足社も藤原扶高の「社務進退」で公験を送ることができないことを述べ、未だ、弁決のできないことを使者の「懈怠」でないと弁明したものである。争論の田地あるいは現場で国使が郡司による坪付勘注を指示するのは、対校の実態に沿ったものと見てよいであろう。しかも「但候公家裁定之間、其坪坪田、暫不可令耕作件社寺人々者」とあり、在地対校の一方で公家の裁定のことに触れている。

権門・寺社への寄進により莊領を集積した時代において、現地での公証を實際に進めたのは、領主（領家）から発遣された使者たちであり、使者は領家に集積・保管された公験などの支証文書を帶同して現地に下向し、郡司・刀祢、また相論相手から発遣された使者との対勘に臨むことを慣例としていた。その際、在地の認定は必須のことがらであり、文書上に記された土地の所在表示によって、各種の公証手続き、土地の弁定を進めたと思われる。この場合も、坪付勘校が業務の中心をなしていたことは間違いない。

なお附言すると、諸多の公証関係文書―公験を始めとする、売券、讓狀、処分狀、寄進狀、施入狀、各種免判申請文書には、決まった条里坪（あるいは坪付）表示を加えるのを常としており、規範となった書式は八世紀半ばにも遡る早い段階で定められていたと思われる。

八世紀から一〇世紀にかけて、各時期の代表的事例を紹介しながら、坪付の機能をたどって来たが、時代を下れば、さらに各種の訴狀、土地寄進狀、領主の注進狀、給田の充行狀など諸多の文書上に坪付や坪付勘注の多様な展

開を見ることができる。

以上、承平二年丹波国牒の文中の語句を手掛かりに、条里坪付が主に公証制の運用のなかで維持された土地表示法であったことなどを述べてきた。蕪雜な考察に終始したが、最後に主張点を列挙して結びとしておきたい。

結び

- 一、承平二年丹波国牒の「無地」「在地」は、当時広く行われた坪付を裏付けとする用語であった可能性が高い。
- 二、同史料での「口分田」をめぐる土地認定と百姓名を単位とする調絹の賦課は一連の行政過程と思われる。
- 三、本史料成立の背景には、条里坪付という土地表示法に基づく坪付勘注の手づきがあると推定される。
- 四、坪付は古代土地制度の運用方法の根幹をなしており、坪付の機能論は条里制の存続を考える上でも不可欠の問題と思われる。
- 五、これら坪付の展開を理解する上に、平安時代における土地公証の視角を欠くことはできない。

(二〇〇一年八月末日 稿)

註

(1) 本史料に関わる専論を年代順に列挙する。

竹内理三「名発生の一考察」『寺領荘園の研究』、一九四〇年、後に『竹内理三著作集第三卷』所収p.一六〇、

阿部猛「『名』の発生について」『史潮五五号』、一九五五年、後に『日本荘園成立史の研究』所収p.一〇〇、

石母田正「中世的土地所有権の成立について」『古代末期政治史序説・上巻』封建的諸関係の成長p.二〇五、一

九五六年

村井康彦「名成立の歴史的前提」歴史学研究二二五号、一九五八年、後に改稿して『古代国家解体過程の研究』所収

竹内理三「名」発生についての諸説」日本歴史一一六号、講座日本荘園史・第十一講、一九五八年、『竹内理三著作集第七卷』所収

戸田芳実「富豪層と国衙領の「名」」史林四二巻二号、一九五九年、『日本領主制成立史の研究』第一章平安初期の国衙と富豪層 p.三八～三九

宮川満『大山村史・本文編』第二章律令制から荘園制へ p.六八、一九六四年

原秀三郎「田使と田堵と農民―田堵論のための断章」注釈、日本史研究八〇号、一九六五年

阿部猛「調庸制の変質と臨時雑役制の成立」『律令国家解体過程の研究』第一編 第三章 p.一四二～一四五、一九六六年

稲垣泰彦「律令制的土地制度の解体」『体系日本史叢書六・土地制度史Ⅰ』、一九七三年、後に『日本中世社会史論』所収 p.一四四（本文の引用は『社会史論』p.一五七）

中野栄夫「王朝国家期における農民と国衙支配」『律令社会解体過程の研究』第五章 p.二四二～二四三（翻訳文）、一九七九年

森田悌「研究史王朝国家」p.一二一～p.一三三、一九八〇年

西山良平「律令制社会の変容」『講座日本歴史二・古代』二 p.一五六、一九八四年

辻本弘明「在地裁判権の成立——「丹波国牒」と「東大寺三綱等解」『興福寺政所下文』他六史料の検討」『中世武家法の史的構造——法と正義の発展史論』第二章所収、初出は一九九一年

勝山清次「収取体系の転換」『岩波講座日本通史第六巻・古代五』p.一五〇～一五一、一九九五年

(2) 「平安時代土地公証制試論——在地・領主・文書」ヒストリア一七三号、二〇〇一年

(3) 本史料は市島謙吉氏の所蔵後、安田善次郎氏の手になつたが、安田文庫は関東大震災で焼失し消息は不明とのことである。早稲田大学図書館特別資料室の教示による。東京大学史料編纂所所蔵の市島謙吉氏所蔵文書影写本に

従う。平安遺文二四〇号

(4) 承平五年十月二十五日 東寺伝法供家牒 東寺百合文書せ 平安遺文二四五号

(5) 注(1)諸論考のうち、村井康彦、稻垣泰彦、中野榮夫、西山良平、辻本弘明らの諸氏は、在地に「土地がある」との解釈を与える。

(6) 注(1)原秀三郎論考。

(7) 大和国今木莊坪付解 東大寺文書 平安遺文四六三号、「平安時代土地公証制度の研究序説―立券文書と在地」

大阪大学大学院文学研究科紀要第四十卷、二〇〇〇年、参照。

(8) 大和国僧某家地売券案 東寺百合文書せ 平安遺文一一九一号、前掲拙稿に史料を引用。

(9) 拙稿「在地再論―古代と中世のあいだ」歴史の理論と教育一一一号、二〇〇二年

(10) 因幡国高庭莊檢田帳案 東南院文書 平安遺文一九三号

(11) 延長七年伊勢大神宮解 (平安遺文二三四号、二三五号、いずれも国立公文書館内閣文庫所蔵) には、飯野庄内の

「神民口分田坪付勅文」「寺田・神民口分田、彼此為別卷注二卷」の所見があり、飯野郡司の手による伊勢大神宮飯野庄勅注が伝わるが(大東急記念文庫所蔵、平安遺文二三三三号)、内容にやや疑殆の存する旨の指摘がなされており、ここでは、こうした田種に対応する坪付帳が作成された可能性を指摘するに止めておきたい。

(12) 『国史大辞典』9、「坪」(水野柳太郎執筆)

(13) 越前国坂井郡符 石崎直矢氏所蔵文書 平安遺文一二三号

(14) 越前国足羽郡司解 東南院文書 大日本古文書・巻五

(15) 古代史部会「越前の条里制」福井県史研究一号、一九八四年。小口雅史編著『デジタル古文書集・日本古代土地経営関係史料集成』(一九九九年刊)の教示による。

(16) 金田章裕『条里と村落の歴史地理学的研究』(一九八五年刊)の第一章条里プラン、三条里プランの坪の区画の機能と維持では、「坪」のもつ歴史地理的機能に注意を促しており、「坪付」の社会経済上の意味を考えさせる。

また、同『古代日本の景観』(一九九三年刊)所収の論考のうち、とくに第四章条里プランの機能変遷と条里地割。本論はこれら金田氏の論考から大きな示唆を得ている。

- (17) 小口雅史(注15)、同著では、東大寺領荘園への圧迫行為として概括されているが、奈良時代当時の個別領有権が国司業務のなかで明確に位置付けられていなかった時期の一連の混乱と見ることもできるのではないか。
- (18) 鎌倉時代にかけて坪付が継続した事例は多いが、たまたま気づいた一例を挙げると、「三鉢寺文書」のうち長元三年(一〇三〇)三月十日山城国紀伊郡司解(平安遺文五二三号)の立件文書の裏書に、建保二年(一二二四)から承久三年(一二二二)に至る十カ所余り坪ごとの売買注記が残され同寺の土地集積過程を物語る。十三世紀に坪付が土地表記に用いられたことを示す。村口伸一氏所蔵文書。東京大学史料編纂所所蔵影印本による。
- (19) 『条里制・古代都市研究』一卷から一六号に掲載された「研究文献一覧」を通覧しても条里制の存続という観点から「坪付」の社会機能に注意を払った論考は、(16)の金田氏の論説以上には見られないようである。国政上で坪付が問題となるのはいわゆる「不堪佃田奏」の場合で不堪佃や開墾田について坪付帳の提出が義務づけられていた。(西宮記・巻五・諸国損不堪佃田事、北山抄・巻三・官奏事)不堪佃田奏自体は一〇世紀には形式化が進むとされるが、朝廷において国司に坪付の掌握が義務付けられていた意味は小さくないと思われる。
- (20) 因幡国高庭庄預解 東南院文書 平安遺文七三三号
- (21) 近江国養父郷墾田売券 金比羅宮文書 平安遺文一二三三号
- (22) 東大寺上座大法師慶賛愁状 薬師院文書 平安遺文二〇六号
- (23) 条司は後世にも現れる職名であるが、用法から見ると本史料での条司は、刀祢の職務を分掌し国衙領のもとで土地保証などを進めた後のそれとは名称は同じものの成立事情を異にしたと思われる。ここでは、条を行政区画としていた大和国に固有に現れた、公証を任務とする刀祢の下請的な行政組織と理解しておきたい。
- (24) 美作真生解 東大寺文書 平安遺文二四七号
- (25) 大和国使牒 東南院文書 平安遺文三五〇号

Period through this study.

キーワード：承平二年丹波国牒、在地、無地、坪付、条里制

The Background of *Johei ninen* "Tanba Koku Chou"

Takashi UMEMURA

In this Article I examine some subjects about one of famous documents, "Shouhei ninen Tanbanokuni no Chou" (承平二年 '932' 丹波国牒) which was written in the Middle of Heian Period. One of its subjects is, "Hyakushou Myou" (百姓名), a unit of land tax. Though it is the first archive of many old materials, we have lots of unsolved problems. Besides there are many vocabularies which we can not explain the real meanings enough yet. Particularly this document includes a kind of misterious word, "Zaichi" (在地), populer in those days, but very difficult to understand correctly. "Zaichi" is the historical word which was used in only Heian and Kamakura Periods. Really it meant the lands with the public proof in the background. But it continued to be misunderstood as possessions of lands by many researches for half a century. This time I am convinced that I could prove the significance of this important word. And as the result I interpreted the contexts of these sentences from the other side and could find the new subject. In short I think that it related with the way to express the location of lands, "Tsubotsuke" (坪付). In the Ancient and Meadieval Ages this way to divide lands in squares, "Jourisei" (条里制) were in force on every flat areas of Japan. In fact "Zaichi" came from effects of "Tsubotsuke" which was unable to inspect in China or Korea at all and was especially an unique land system in Old Japan. I am convinced that I could solve some problems of the social and economical subjects on the Heian